

概要版

# さくら市こども計画

令和8年度～11年度



## こどもまんなか

### さくら

さくら市  
令和8年3月

# 1 計画策定の背景

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が現実のものとなりつつあり、こどもや子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。生活様式の多様化、女性の社会進出、働き方改革の進展などにより、若者の結婚や子育てに対する意識は変化し、出会いの機会の減少や家事・育児負担の偏りといった課題が顕在化しています。

また、こどもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、自殺といった問題も複雑化・深刻化しており、すべてのこども・若者が安心して成長できる社会の構築が急務となっています。

こうした課題への対応として、国においては、平成 24 年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年には「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成 30 年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、こども・子育てに関する法制度を整備しています。

さらに、令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が発足し、同時にすべてのこどもが健やかに育ち、幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行されました。同年 12 月には、これまでの 3 つの大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱）を統合した「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。この「こども基本法」では、第 10 条において、市町村に対し、国のこども大綱及び都道府県のこども計画を踏まえた上で、「こども計画」の策定に努めることが定められています。

このような背景の中で、本市ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「子ども・子育て支援事業計画」を通じて、本市に住むすべての人が協力し合い、こどもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるまちづくりに取り組んできました。令和 6 年度には「第 3 期 さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実や地域の支援体制の強化に努めているところです。

こうしたこれまでの施策を継承しつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こども・若者を取り巻く新たな課題にも対応するため、本市では、令和 8 年度を始期とする「さくら市こども計画」の策定に取り組むものです。

この計画を通じて、切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組みます。

## ② 計画の法的根拠および期間

本計画は、令和8年度からの「さくら市子ども計画」として、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間としており、以下の複数の法的根拠に基づく関連計画を一体的に策定するものです。

本計画には、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定された「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を含み、引き続きその内容を踏まえながら、関連施策を総合的に推進していきます。

また、計画に位置付けられている以下の計画についても、引き続き一体のものとして取り扱います。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」

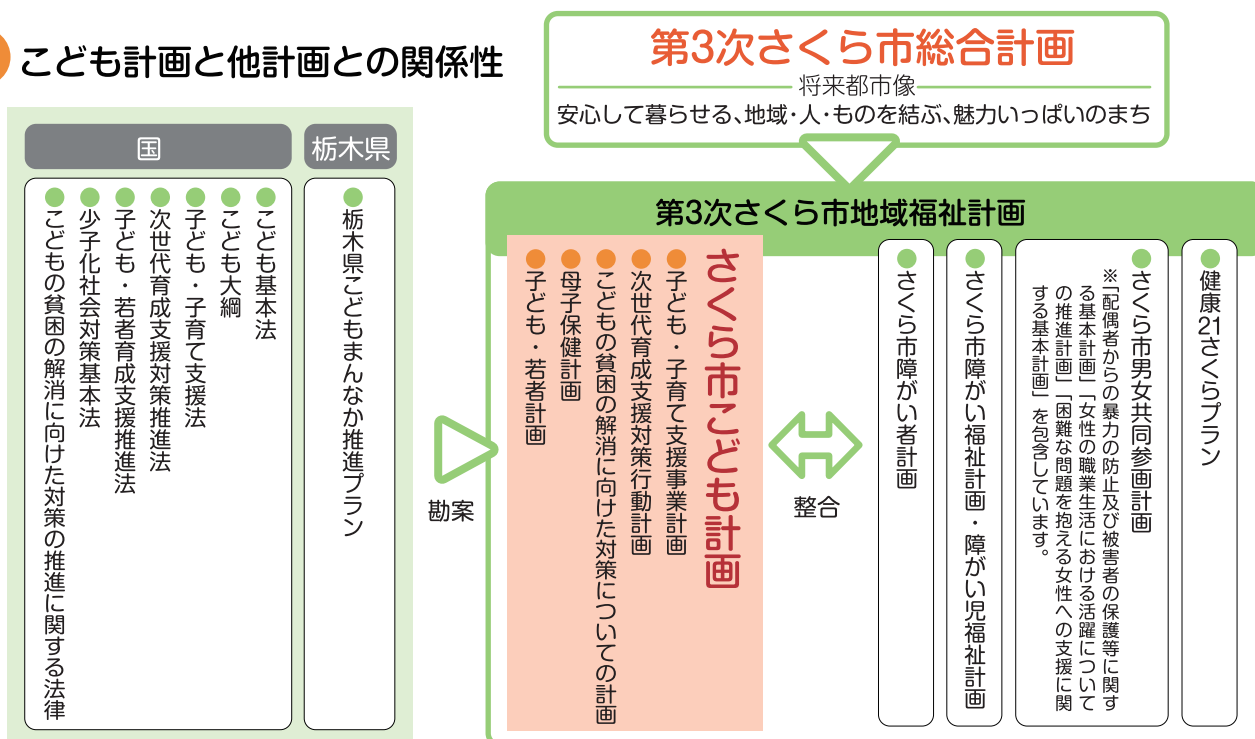
さらに、母子の健康づくりに関する施策については、母子保健法第18条の2に基づく「母子保健計画」として本計画に位置付けています。

加えて、こども大綱に掲げられている事項を踏まえ、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」を統合し、これらを包括的かつ一体的に構成した計画としています。

## ③ 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第3次さくら市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図り策定しました。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

### ○ こども計画と他計画との関係性



## 4 計画の対象

本計画は、「こども」「若者」「子育て当事者」を対象とします。

※こども大綱では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達過程にある者を「こども」と定義しています。本計画における「若者」には法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳程度）及び青年期（18歳～概ね39歳未満）を指します。なお、施策によっては40歳以上の方を含む場合もあります。「子育て当事者」とは、「こども」を養育する者を指します。

## 5 計画の策定体制

### 1 さくら市子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第72条に基づく機関となる、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「さくら市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

### 2 さくら市少子化対策推進本部会議

少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とするさくら市少子化対策推進本部を設置するほか、本部内に職員公募等によるワーキンググループを設置し、施策の課題及び具体的な取組の検討を含め計画内容等の審議を行いました。

### 3 アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「さくら市こども計画」の資料とするため、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和7年7月にアンケート調査を実施し、結果を本計画に反映しました。

### 4 こどもたちへの意見聴取

こども基本法において、こども施策の策定等にあたってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが地方自治体にも義務づけられていることを踏まえ、第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり実施した調査結果（令和6年10月7日から10月25日までの期間で市内の小学5年生及び中学2年生を対象に調査を実施）を本計画に反映しました。

### 5 パブリック・コメントによる意見募集

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和8年2月14日から3月13日までの期間でパブリック・コメントを実施し、市民に意見をうかがいました。

## 6 計画の基本理念・基本目標

こどもは、家族にとっても、そして社会にとっても、かけがえのない大きな可能性を持つ存在であり、未来を創る大切な力です。こどもたちはやがて成長し、地域や社会を支え、次の世代を育む役割を担い、その営みが永続して本市の未来を築いていきます。

私たちは、こどもの最善の利益を尊重し、一人ひとりのこどもが健やかに育つことを保障することが、こどもや家族の幸せ（ウェルビーイング）だけでなく、地域社会の持続的な発展にもつながる重要な課題であると考えています。本市では、すべてのこどもがその思いや意見を大切にされ、家族や地域、学校、教育・保育施設、行政など、まちのすべての人が温かなまなざしで支え合い、寄り添う環境づくりを進めています。どんな状況にあるこどもも等しく育ちの機会が保障され、「すべてのこどもに笑顔があふれ、だれもが安心して子育てを楽しめるまち」をめざして、地域全体で取り組んでいきます。

### 基本理念

すべてのこどもに笑顔があふれ、  
だれもが安心して子育てを楽しめるまち

### 基本目標

#### 基本目標1

すべてのこどもをすくすくと育てます

#### 基本目標2

支援が必要なこどもを支えます

#### 基本目標3

地域のみんなでこどもを育てます

基本理念

基本目標

施策の方向

すべての子どもにも笑顔があふれ、  
だれもが安心して子育てを楽しめるまち

1  
すべての子どもを  
すくすくと  
育てます

- 1-1 総合的な子育て支援の充実
- 1-2 子育て相談や情報提供の充実
- 1-3 子育て世帯等の経済的負担の軽減
- 1-4 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 1-5 こども・若者の居場所づくり
- 1-6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援
- 1-7 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実
- 1-8 学校等における教育環境の充実
- 1-9 放課後の居場所づくり
- 1-10 就学・就労支援の充実
- 1-11 結婚を望む方への支援

2  
支援が必要な  
子どもを  
支えます

- 2-1 児童虐待防止対策の推進
- 2-2 ひとり親家庭等の困難を抱えるこども・若者への支援
- 2-3 障がいのあるこども・若者への支援
- 2-4 外国籍の家庭や外国につながるこども・若者への支援
- 2-5 いじめ対策の推進や不登校支援
- 2-6 ひきこもり状態にあるこども・若者への支援
- 2-7 自殺防止対策の推進
- 2-8 こどもの貧困対策の推進
- 2-9 社会的養護の推進やヤングケアラーへの支援

3  
地域みんなで  
こどもを  
育てます

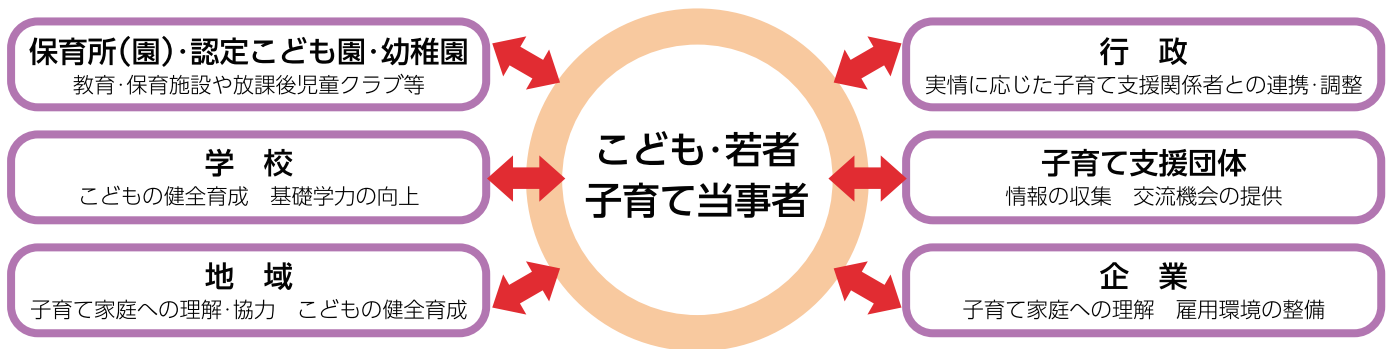
- 3-1 子育てしやすい生活環境の整備
- 3-2 職業生活と家庭生活との両立推進
- 3-3 地域全体でこどもや子育て家庭を支える支援
- 3-4 こども・若者の権利を尊重する環境づくり
- 3-5 こども・若者の社会参加や意見表明の機会創出

## ⑧ 計画の推進に向けて

「こどもまんなか社会」の実現には、市民一人ひとりが本計画の理念や考え方を理解し、共有することが何よりも重要です。そのため、本計画について広く周知を図ります。

また、「こども基本法」では、こどもに関わる幅広い分野の施策を進めるにあたり、こどもの意見を反映することが求められています。本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であることから、その推進にあたっては、こどもの意見を丁寧に聴き、施策に反映させていくことが必要です。

施策の実効性を高めるためには、各部署が取組の目的や好事例を共有しながら、施策の特性に応じた意見聴取と施策への反映を進めていくことが求められます。さらに、学校をはじめ地域住民や企業、NPO法人、子育て支援団体などの関係機関と積極的に連携・協働しながら、計画を着実に推進していきます。



## ⑨ 計画の評価・検証

本計画が的確に実施されるように管理するとともに、各種サービス等について需要と供給のバランスがとれているかを把握するため、毎年度「子ども・子育て会議」及び「少子化対策推進本部会議」において計画の進捗状況を審議し、評価します。また、会議において計画と実績の評価を基に、計画見直しの必要性について検討します。

計画の見直しが必要となった場合は、速やかに計画を見直し、各事業の実施を推進することとします。



# 10 計画の数値目標

第3次さくら市総合計画前期基本計画（令和8年3月策定）に掲げられた目標の達成に向けて、同計画における施策の成果指標及び基本事業の指標である15件（政策1子育て・教育のうち1-1 健やかに産み育てられる環境づくり部分）を本計画の基本目標1及び2の指標として設定し、各種施策を推進していきます。

基本目標		指標名	現状値*	目標値*
1	すべての子どもを すくすくと育てます	1 子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合 (%)	81.4 (R7)	85.0
		2 合計特殊出生率	1.18 (R5)	1.20 (R1)
		3 市内で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者の割合 (%)	96.9	97.0
		4 保育所・認定こども園・地域型保育事業所の待機児童数（4月1日現在）(人)	0	0
		5 こども誰でも通園制度の利用率 (%)	—	10.0
		6 放課後児童クラブの待機児童数（4月1日現在）(人)	0 (R7)	0
		7 こども食堂等のこどもの居場所数（箇所）	11 (R7)	15
		8 こどもひとりあたり児童医療費助成額（円）	28,000	29,000
		9 出産後、保健師等からの指導・支援を十分に受けることができた保護者の割合 (%)	94.6	95.0
		10 育児に関する悩みの相談先、解決する方法等を知っている幼児の保護者の割合 (%)	92.1	93.0
		11 乳幼児健診の平均受診率 (%)	99.6	99.6
		12 虫歯がない3歳児の割合 (%)	88.4	89.0
		13 年間婚姻数（件）	159	160
2	支援が必要な 子どもを支えます	1 児童相談のうち終結した件数の割合 (%)	54.4	54.5
		2 女性相談のうち対応した件数の割合 (%)	100.0	100.0
3	地域のみんなで 子どもを育てます	1 ファミリーサポートセンター事業の会員数（利用会員・提供会員・両方会員の合計）(人)	202	204
		2 (仮称)さくら市こども会議開催数（回/年）	—	2

※現状値及び目標値が所定年度（令和6年度・令和12年度）以外の場合は、下段に括弧書きで対象年度を記載しています。

## さくら市こども計画 概要版

〈令和8年度～令和11年度〉  
令和8年3月 発行

発行 さくら市  
編集 さくら市 こども政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地  
TEL:028-681-1125